

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付事業 募集要項

この事業は、大阪府内（大阪市・堺市を除く。以下「対象区域」という）の保育所等にて従事する保育士資格を持つ方の離職防止に向けた環境を整備し、保育人材の確保を図ることを目的として未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業の利用料の一部を貸し付けます。

保育士又は保育教諭として児童の保護等に2年間継続して従事すれば、返還免除となります。

※「預かり支援事業」とはファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業など

1. 募集期間について

令和6年（2024年）4月1日～令和7年（2025年）3月31日

2. 申請期間について

復帰日・就職日～3カ月以内（必着）（例：6/15 復帰・就職の場合、申請期間は6/15～9/14）

※申請期間を超えて受付することはできません。

3. 申請資格について

次の①から③のすべてを満たすことが必要です

①対象区域の次に掲げる施設又は事業（以下「保育所等」という）に雇用されている保育士又は保育教諭

※貸付対象施設については、従事先及び当該市町村に確認させていただく場合があります。

ア 保育所

イ 幼稚園のうち、預かり保育を常時実施している施設（週5日以上）又は認定こども園への移行を5年以内に予定している施設

ウ 認定こども園

エ 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業

オ 病児保育事業

カ 一時預かり事業

キ 離島その他の地域における特例保育を実施する施設

ク 認可外保育施設のうち地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている事業

ケ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

②未就学児を持つ保育士であって、保育所等を利用している方

③保育所等における勤務の時間帯により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方

※貸付申請中・貸付決定後に子どもの入所先(預け先)が変更になった場合は、ご連絡が必要です。

以下の事由に該当することが確認された場合は、申請受付できません。

- ・府社協が実施している修学資金の貸付を受けている方、府社協及び都道府県社協が生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている方、生活福祉資金等の貸付返済を滞納している方
- ・債務整理中（自己破産等）の方

4. 連帯保証人について

本貸付の申請には、連帯保証人が必要です。

連帯保証人は、以下の要件を全て満たすことが必要です

- ・日本国内に居住し、独立した生計を営むこと（現在就事中）
- ・申請時において18歳以上65歳未満であること
- ・住民税の課税がされていること
- ・日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者（外国籍の方は在留資格を確認します）
① 定住者 ② 永住者 ③ 特別永住者 ④ 日本人の配偶者等 ⑤ 永住者の配偶者等

連帯保証人に該当しない事由

- ・府社協が実施している修学資金の貸付を受けている方、府社協及び都道府県社協が生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている方、生活福祉資金等の貸付返済を滞納している方
- ・債務整理中（自己破産等）の方
- ・申請者が相互に連帯保証人になることはできません

5. 貸付限度額 預かり利用料金の半額 年額上限 123,000 円以内 無利子

当該保育所等に勤務する2年間を限度とし、貸付額は千円未満切捨てとします。

給食代・管理費（おやつ代・おむつ代・保険代など）は対象になりません。

施設等利用給付認定(保育の必要があると認定)された場合は、預かり保育の無償化給付額との差額により自己負担額が生じる場合にご利用いただけます。

貸付期間終了後に「子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付実績精算書」「当該期間の利用料金の領収証等写し」「シフト表等写し」をご提出いただき、精算をします。

なお、貸付額に対し、利用料金に過不足があった場合は、変更契約証書を取り交わしたうえで、返還もしくは追加貸付をします。

6. 申請方法について

申請に必要な書類

- | | |
|---|------------------------------------|
| ① 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付申請書 | } ①～③の様式は、府社協のホームページからダウンロードしてください |
| ② 同意書 | |
| ③ 採用・勤務証明書 | |
| ④ 申請者の住民票（世帯全員記載で、申請日より3カ月以内に発行、マイナンバーの記載がないもの） | |
| ⑤ 保育士証写し（保育士登録を申請中の場合等は、合格通知書写しなど） | |
| ⑥ 連帯保証人の収入を証明するもの（直近の住民税課税証明書又は源泉徴収票写しなど） | |
| ⑦ 保育所等における勤務日・時間帯が記載された書類(シフト表など) | |
| ⑧ 子どもの預かり支援に関する事業の利用時間帯及び料金が記載された書類（契約書など） | |
| ⑨ 預かり利用料金の領収証写しなど | |
| ⑩ 施設等利用給付認定通知書写し、施設等利用費請求書(償還払い用)写しなど | |
| ⑪ その他、会長が必要と認める書類 | |

※不備や不足書類があった場合、申請者へ連絡をします。決められた期日までに提出がない場合、不備等がある申請内容で審査を進めざるを得ませんので、ご注意ください。

申請は、「12. 申請・問い合わせ先」へ簡易書留または特定記録郵便で郵送してください。

7. 審査結果について

書類による審査を行い、結果を郵送にて通知します。

なお、審査内容をお答えすることはできません。また、原則、申請書類は返却いたしません。

8. 貸付決定後の手続きについて

貸付の決定を受けた方は、決定通知を受けた日から14日以内に、以下の書類を提出してください。

借用証書等の確認を行ったうえ、指定の口座に3カ月に1回振り込みをします。

※送金前に契約の解除を申し出た場合や、提出期限までに必要な書類を提出しない場合は、貸付を辞退したものとみなします。

- ① 借用証書 収入印紙 200円（10万円以内）、400円（10万～32万4千円）貼り付け
- ② 借受人、連帯保証人の印鑑登録証明書 提出日前3カ月以内に発行されているもの
- ③ 貸付金振込口座届出書
- ④ 振込先（本人名義）の銀行口座の通帳の写し
金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの
- ⑤ 返還猶予申請書

9. 返還の猶予について

次の場合は、返還を猶予することができます。

- ① 対象区域に所在する保育所等において保育士または保育教諭として（以下「返還免除対象業務」）従事しているとき
- ② 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき
ただし、休職期間は、従事期間に算入できません

■返還免除になるまで、従事状況及び従事意思を報告していただきます。

提出様式は、届出住所へ様式を送付いたします

氏名・住所の変更、離職・休職・転職した場合は、府社協へ連絡し必要書類を提出してください。

※必要書類の提出がない場合、返還になる場合がありますのでご注意ください。

10. 返還の免除について

次の場合は、返還を全額免除します。

- ① 対象区域に所在する保育所等において、2年間返還免除対象業務に従事したとき
- ② 業務上の事由による死亡、心身の故障のため、労働災害の認定を受け、返還免除対象業務を継続することができなくなったとき

11. 返還について

次の場合は、その事由が生じた日の翌月から指定期間内に、貸付を受けた金額を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 退職したとき
- ③ 対象区域に所在する保育所等において、返還免除対象業務に従事しなかったとき又は従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由による死亡、心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

■返還期間は、2年以内です。

返還期日を超えた場合、返済期日から延滞利子が発生します。

返還方法は、一括もしくは月賦で返還してください。

りそな決済サービス株式会社を通じて自動引き落としします。

12. 申請・問い合わせ先

大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター
未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金一部貸付担当
〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL : 06-6776-2943 平日9時~17時受付